北海道告示第 10598 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年12月4日までに北海道宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 29 年 8 月 4 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 シティわっかない・稚内新光複合店舗 稚内市新光町 1483-11 ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 北雄ラッキー株式会社 代表取締役 桐生 宇優

札幌市手稲区星置1条2丁目1番1号

中道リース株式会社 代表取締役 関 寛

札幌市中央区北1条東3丁目3番地

- 三菱UF J リース株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

大規模小売店舗を	代表者の氏名	住所
設置する者の氏名		
北雄ラッキー	代表取締役	札幌市中央区北 11 条西 19 丁目 36 番
株式会社	川端 敏	35 号
中道リース	代表取締役	札幌市中央区北1条東3丁目3番地
株式会社	関寛	
三菱UFJリース	代表取締役	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
株式会社	村田 隆一	

(変更後)

大規模小売店舗を	代表者の氏名	住所	変更の
設置する者の氏名			あったもの
北雄ラッキー	代表取締役	札幌市手稲区星置1条2丁目1番1号	(7)
株式会社	桐生 宇優		(1)
中道リース	代表取締役	札幌市中央区北1条東3丁目3番地	
株式会社	関 寛		
三菱UFJリース	代表取締役	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	(ウ)
株式会社	柳井 隆博		

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名

(変更前)

小売業を行う者の	代表者の氏名	住所	
氏名又は名称			
北雄ラッキー	代表取締役	札幌市中央区北 11 条西 19 丁目 36 番 35	
株式会社	川端 敏	号	
ハッピーサービス	代表取締役	紋別市落石町4丁目34番地の4	
株式会社	鶴見 隆宏		
有限会社	代表取締役	稚内市富岡 5 丁目 3 番 10 号	
楽農開拓社	矢野 克己		
株式会社	代表取締役	東京都板橋区板橋3丁目9番7号	
キャンドゥ	城戸 博司		
ホーマック	代表取締役	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番	
株式会社	石黒 靖規	1号	
株式会社	代表取締役	札幌市東区北24条東20丁目1番21号	
ツルハ	鶴羽 樹		
株式会社	代表取締役	札幌市厚別区厚別南2丁目11番31号	
ムラタ	村田 晃啓		

(変更後)

小売業を行う者の	代表者の氏名	住所	変更の
氏名又は名称			あったもの
北雄ラッキー	代表取締役	札幌市手稲区星置1条2丁目1番1号	(7)
株式会社	桐生 宇優		(1)
株式会社	代表取締役	札幌市中央区北7条西 14 丁目 28 番 23	(ウ)
デジPnet	笠間 隆往	号朝日プラザ北7条B棟1階	
有限会社	代表取締役	稚内市富岡 5 丁目 3 番 10 号	
楽農開拓社	矢野 克己		
株式会社	代表取締役	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	(1)
キャンドゥ	城戸 一弥		(1)
DCMホーマック	代表取締役	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番	(1)
株式会社	石黒 靖規	1号	
株式会社	代表取締役	札幌市東区北24条東20丁目1番21号	(‡)
ツルハ	鶴羽 順		
株式会社	代表取締役	札幌市厚別区厚別南2丁目11番31号	(1)
ムラタ	内間木 義勝		

(4) 変更の年月日

上記(3)ア(ア) 平成27年3月1日

上記(3)ア(4) 平成25年6月17日

上記(3)ア(ウ) 平成29年6月29日

上記(3)イ(7) 平成27年3月1日

上記(3)イ(4) 平成25年6月17日

- 上記(3)イ(ウ) 平成25年6月1日
- 上記(3)イ(エ) 平成23年2月25日
- 上記(3)イ(オ) 平成24年4月2日
- 上記(3)イ(カ) 平成27年3月1日
- 上記(3)イ(キ) 平成26年8月7日
- 上記(3)イ(ク) 平成26年4月28日

(5) 変更する理由

- 上記(3)ア(ア) 代表者の変更
- 上記(3)ア(4) 本店の移転
- 上記(3)ア(ウ) 代表者の変更
- 上記(3)イ(ア) 代表者の変更
- 上記(3)イ(4) 本店の移転
- 上記(3)イ(ウ) 小売業者の変更
- 上記(3)イ(エ) 代表者の変更
- 上記(3)イ(オ) 本店の移転
- 上記(3)イ(カ) 社名の変更
- 上記(3)イ(キ) 代表者の変更
- 上記(3)イ(ク) 代表者の変更

2 届出年月日

平成 29 年 7 月 14 日

- 3 届出書等の縦覧
 - (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年8月4日(金)から同年12月4日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで